

本手順書は、各業務の参考例として送付するものであり、各自治体の実情に応じて、個々の業務内容、業務手順、委託の可否等については検討の上で使用することを想定している

市区町村の窓口業務に関する 手順書

(委託範囲切り分け後)

区分	業務名	頁数
国民健康保険	資格取得	1
	葬祭費	5
	療養費（診療費）	7

※各頁の上部に留意事項を記載している。

平成 28 年 12 月 14 日 作成

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

業務名	国民健康保険資格取得
-----	------------

区分	業務手順	備考
1. 受付	★下記(1)から(6)に疑義が無い場合は被保険証の交付の決定へ移行する。	
	(1) 国民健康保険資格取得届の確認 ① 記入例と照合して記入漏れがあれば、記入を求める。 ② 対象者と世帯主の関係を確認する。 ③ 世帯主と来庁者 ¹ の関係を確認する。 ※ 住基法に基づく転入届があったときは、その届出と同一事由に基づく届出があったものとみなす。	届書への記載事項は、国民健康保険法施行規則 第2条、第15条 国民健康保険法第9条第14項
	(2) 来庁者が世帯主もしくは同一世帯の者の場合 ① 来庁者の本人確認書類の提示を受ける。 ② 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項、第2項、第3項、第2条第1項、第2項、第3条第2項
	(3) 来庁者が世帯主の代理人(世帯主、同一世帯の者以外)の場合 ① 代理権の確認 ・ 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を受ける。 ・ 任意代理人の場合には、委任状の提示を受ける。 ・ 上記が困難な場合、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類、その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示を受ける。 ② 代理人の本人確認 ・ 代理人の本人確認書類にて本人確認を行う。 ・ 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第7条、第9条第1項

¹ 現に届出の任に当たっている者

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

区分	業務手順	備考
	<p>(4) 個人番号確認</p> <p>① 届出する世帯の世帯主および対象者の個人番号(*)の提示を受ける。</p> <p>② 上記①が困難であると認められる場合は、以下のいずれかで個人番号を確認する。</p> <p>※ただし、住民基本台帳ネットワークの操作は、委託不可能。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳の確認(市町村長)・ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認・ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)の確認	<p>*: 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等</p> <p>本人の場合: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条第1項 代理人の場合: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第9条第5項</p>
	<p>(5) 添付書類の確認</p> <p>① 住所を有するに至った場合 → 住所を有していることが分かる書類を確認する。</p> <p>外国籍の方加入で在留資格が、特定活動である場合は法令で定められた指定書(*)を確認する。</p> <p>特定同一世帯所属者を有する世帯の場合は、特定同一世帯所属者証明書(*)を確認する。</p> <p>② 適用除外事由(*)に該当しなくなった場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健康保険法規定の被保険者または被扶養者ではなくなった場合。 → 健康保険の資格喪失日が確認できる書類(社会保険資格喪失証明書等)を確認する。・ 船員保険法規定の被保険者または被扶養者ではなくなった場合。 → 船員保険の資格喪失日が確認できる書類(船員保険被保険者資格喪失等証明書等)を確認する。・ 国家公務員共済組合法、又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員または被扶養者ではなくなった場合。 → 共済組合の資格を喪失したことが分かる書類(資格喪失証明書等)を確認する。・ 私立学校教職員共済の加入者ではなくなった場合。	<p>*: 国民健康保険法施行規則第2条第1項第5号、国民健康保険法施行規則 第2条第3項、出入国管理及び難民認定法別表第1の5</p> <p>*: 国民健康保険法施行規則 第2条第2項</p> <p>*: 国民健康保険法 第6条</p>

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

区分	業務手順	備考
	<ul style="list-style-type: none"> →私立学校教職員共済の資格を喪失したことが分かる書類(資格証明書)を確認する。 ・日雇特例被保険者ではなくなった場合。 <ul style="list-style-type: none"> →日雇特例被保険者の受給資格が終了していることが分かる書類(日雇特例被保険者手帳等)を確認する。 ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者ではなくなった場合。 <ul style="list-style-type: none"> →その旨の分かる書類を確認する。 ・生活保護法を受けている世帯に属する者ではなくなった場合。 <ul style="list-style-type: none"> →生活保護の廃止決定が分かる書類等を確認する。 ・国民健康保険組合の被保険者ではなくなった場合。 <ul style="list-style-type: none"> →資格喪失の分かる書類(資格喪失届)を確認する。 ・その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものではなくなった場合。 <ul style="list-style-type: none"> →その旨の分かる書類を確認する。 <p>③ 被保険者が退職被保険者となった場合、または退職被保険者が被扶養者を有する場合又は有する場合に至った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> →退職被保険者が法令(*)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金受給権を有することを証明する書類、法令(*)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であった期間又はこれらの期間を合算した期間が20年以上、又は40歳以後の年金保険の被保険者等であった期間が10年以上であることを証明する書類を確認する。 	<p>国民健康保険法施行規則附則(平成一九年一〇月三十一日厚生労働省令第一三〇号)第3条*：国民健康保険法第6条 *：国民健康保険法第6条</p>
	<p>(6) 届出対象者の状態確認</p> <p>① 届出対象者の状態を確認する。確認内容としては、以下のような内容が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得申告の提示要否の確認→届出をした世帯主の前年度の所得情報の有無を確認し、無ければ所得申告をしてもらう ・ 任意継続(*)に関する確認→任意継続の意思確認(任意継続しない、できない(資格喪失から20日超の場合)、する) ・ 失業軽減(*)への該当有無確認→離職日、離職日の年齢が65歳未満であること、雇用保険の受給があること、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者であること、昨年の給与と所得があることを確認 ・ (転入の場合)前住所国保加入の確認 ・ (以前の国保加入で)滞納有無の確認 	<p>*：健康保険に加入していた人が、退職後2年間はそのまま退職前の健康保険に加入できる制度</p> <p>*非自発的に失業した人の保険料を軽減する制度</p>

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

区分	業務手順	備考
2. 被保険者証の交付の決定	上記 1. 受付の業務を踏まえて、被保険者証の交付の決定をする。	
3. 被保険証の発行	(1) 被保険者証の作成(出力)	
	(2) 作成した被保険者証と国民健康保険資格取得届の突合	
4. 被保険証の交付	(1) 被保険者証を交付し、下記必要事項等を説明 ① 説明内容としては、以下のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 擬制世帯主(*)に関する説明・ 納付書の発送時期の説明・ (資格を得てから 14 日越えの場合) 遡及説明(*), 給付制限(*)の説明・ 口座振替の案内・ 社会保険等の資格を取得した場合の脱退手続の案内	*: 社会保険等に加入しており、自身は、国民健康保険に加入しない世帯主のこと。 (保険証、納付書等を郵送する場合は世帯主宛となる) *: 資格を得た日まで遡って保険料を支払うこと *: 資格を得た日から申請日間の保険適用がされないこと
	(2) 国民健康保険資格取得届等を保管	

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

業務名	葬祭費
-----	-----

区分	業務手順	備考
1. 対象者の確認	<p>(1) 対象者の確認</p> <p>① 死亡者が、国民健康保険加入者であることを確認する。</p> <p>(2) 申請書の交付</p>	
2. 受付	<p>★下記(1)から(4)に疑義が無い場合は支払手続き等を行う。</p> <p>(1) 申請者の持参した葬祭費支給申請書の確認</p> <p>① 記入例と照合して記入漏れがあれば、記入を求める。</p> <p>② 対象者と来庁者¹の関係を確認する。</p>	<p>※葬祭費の支給については地方自治体の条例又は規約にて定める(国民健康保険法第58条第1項)</p>
	<p>(2) 来庁者が世帯主もしくは同一世帯の者の場合</p> <p>① 来庁者の本人確認書類の提示を受ける。</p> <p>② 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。</p>	
	<p>(3) 来庁者が世帯主の代理人(世帯主、同一世帯の者以外)の場合</p> <p>① 代理権の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を受ける。 ・ 任意代理人の場合には、委任状の提示を受ける。 ・ 上記が困難な場合、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類、その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示を受ける。 <p>② 代理人の本人確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の本人確認書類にて本人確認を行う。 ・ 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第7条、第9条第1項</p>

¹ 現に申請の任に当たっている者

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

区分	業務手順	備考
	<p>(4) 個人番号確認 ※葬祭費については、国民健康保険法施行規則に記載事項等が定められていないため、申請書に個人番号を記載するかどうかは保険者の判断となる。</p> <p>① 対象者の個人番号(*)の提示を受ける。</p> <p>② 上記①が困難であると認められる場合は、以下のいずれかで個人番号を確認する。</p> <p>※ただし、住民基本台帳ネットワークの操作は、委託不可能。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳の確認(市町村長)・ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認・ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)の確認	<p>*:個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等 本人の場合: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 施行規則第3条第1項 代理人の場合:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律施行規則第9条第5項</p>
	<p>(5) 添付書類の確認</p>	<p>※葬祭費の支給については地方自治体の条例又は規約にて定める(国民健康保険法第58条第1項)</p>

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

業務名	療養費(診療費)
-----	----------

区分	業務手順	備考
1. 受付	★下記(1)から(5)に疑義が無い場合は国保連の審査等を行う。	
	(1) 療養費支給申請書の確認 ① 記入例と照合して記入漏れがあれば、記入を求める。 ② 療養費の申請理由の妥当性を確認する。 ③ 対象者と世帯主の関係を確認する。 ④ 世帯主と来庁者 ¹ の関係を確認する。	申請書記載項目は、国民健康保険法施行規則 第27第1項 国民健康保険法第54条第1項,第2項
	(2) 来庁者が世帯主もしくは同一世帯の者の場合 ① 来庁者の本人確認書類の提示を受ける。 ② 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項, 第2項, 第3項, 第2条第1項, 第2項, 第3条第2項
	(3) 来庁者が世帯主の代理人(世帯主、同一世帯の者以外)の場合 ① 代理権の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を受ける。 ・ 任意代理人の場合には、委任状の提示を受ける。 ・ 上記が困難な場合、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類、その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示を受ける。 ② 代理人の本人確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の本人確認書類にて本人確認を行う。 ・ 顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。 	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第7条, 第9条第1項
	(4) 個人番号確認 ① 申請する対象者の個人番号(*)の提示を受ける。 ② 上記①が困難であると認められる場合は、以下のいずれかで個人番号を確認する。 ※ただし、住民基本台帳ネットワークの操作は、委託不可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の確認(市町村長) ・ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報 	*:個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等 本人の場合:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条第1項

¹ 現に申請の任に当たっている者

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・民間事業者による実施が認められない業務

区分	業務手順	備考
	アイルの確認 ・ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類 その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）の確認	代理人の場合:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第9条第5項
	(5) 添付書類確認 →療養費の金額を証明する証拠書類（*）の添付を確認する。また、証拠書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳が添付されていることを確認する。	国民健康保険法施行規則 第27条第2項, 第3項 * 診療報酬明細書